

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付けています。「ねんきん月間」では、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に行っています。

また、11月30日(いみらい)を「年金の日」としています。ねんきんネットなどを活用して自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活

11月は「ねんきん月間」、
11月30日は「年金の日」です！

問 0493-62-2153
東松山税務署 確定申告会場の
変更およびスマホ申告のご案内

令和9年以降の確定申告会場は東松山税務署になります。なお、確定申告期間中(令和9年2月16日(火)から同年3月15日(月))は、税務署の駐車場はご利用いただけません(身体障害者用駐車場を除く)。税務署へお越しになる際は、公共交通機関をご利用ください。また、確定申告期間中は混雑が予想されますので、スマートフォンとマイナ

国民年金の育児期間免除制度が創設されました

子を養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方)について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年10月から新たに始まりました。

①子と親子関係が継続している
②子と同一住所であること
また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

問 0493-62-2153
東松山税務署 確定申告会場の
変更およびスマホ申告のご案内

令和9年以降の確定申告会場は東松山税務署になります。なお、確定申告期間中(令和9年2月16日(火)から同年3月15日(月))は、税務署の駐車場はご利用いただけません(身体障害者用駐車場を除く)。税務署へお越しになる際は、公共交通機関をご利用ください。また、確定申告期間中は混雑が予想されますので、スマートフォンとマイナ

「税を考える週間」のお知らせ

11月11日(水)～17日(火)は「税を考える週間」です。これからの社会に向かつて「テーマとして、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただき、納税意識の向上を図ること」としています。詳しくは国税庁ホームページ(取組紹介ページ)をご覧ください。

問 0493-62-2154
東松山税務署

《要予約》マイナンバーカード
手続きのための特別開庁

11月14日(土) 9時～12時
マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。平日業務時間内のご来庁が難しい方は、ぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

「税を考える週間」のお知らせ

11月11日(水)～17日(火)は「税を考える週間」です。これからの社会に向かつて「テーマとして、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただき、納税意識の向上を図ること」としています。詳しくは国税庁ホームページ(取組紹介ページ)をご覧ください。

問 0493-62-2154
東松山税務署

《要予約》マイナンバーカード
手続きのための特別開庁

11月14日(土) 9時～12時
マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。平日業務時間内のご来庁が難しい方は、ぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

「税を考える週間」のお知らせ

11月11日(水)～17日(火)は「税を考える週間」です。これからの社会に向かつて「テーマとして、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただき、納税意識の向上を図ること」としています。詳しくは国税庁ホームページ(取組紹介ページ)をご覧ください。

問 0493-62-2154
東松山税務署

《要予約》マイナンバーカード
手続きのための特別開庁

国民医療費は年々増加傾向にあります。このまま医療費が増え続けると、国保の財政にも大きな影響を及ぼしてしまいます。少しでも不要な医療費をなくしていけるように、みなさんのご協力をお願いいたします。

①かかりつけ医を持ちましょう。

医療費適正化にご協力
ください

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができま

す。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費の節減にもつながります。

変更を希望する場合は、まず医師に相談し、選択や使用法については薬剤師へ相談しましょう。また、7月にお送りした令和8年度の資格確認書にジェネリック医薬品希望シールを同封して

おります。資格確認書やお薬手帳に貼っておくと、病院や薬局での対応がスムーズになりますので、ぜひご活用ください。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができま

す。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費の節減にもつながります。

変更を希望する場合は、まず医師に相談し、選択や使用法については薬剤師へ相談しましょう。また、7月にお送りした令和8年度の資格確認書にジェネリック医薬品希望シールを同封して

おります。資格確認書やお薬手帳に貼っておくと、病院や薬局での対応がスムーズになりますので、ぜひご活用ください。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができま

す。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費の節減にもつながります。

変更を希望する場合は、まず医師に相談し、選択や使用法については薬剤師へ相談しましょう。また、7月にお送りした令和8年度の資格確認書にジェネリック医薬品希望シールを同封して

おります。資格確認書やお薬手帳に貼っておくと、病院や薬局での対応がスムーズになりますので、ぜひご活用ください。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができま

す。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費の節減にもつながります。

変更を希望する場合は、まず医師に相談し、選択や使用法については薬剤師へ相談しましょう。また、7月にお送りした令和8年度の資格確認書にジェネリック医薬品希望シールを同封して

おります。資格確認書やお薬手帳に貼っておくと、病院や薬局での対応がスムーズになりますので、ぜひご活用ください。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができま

す。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費の節減にもつながります。

変更を希望する場合は、まず医師に相談し、選択や使用法については薬剤師へ相談しましょう。また、7月にお送りした令和8年度の資格確認書にジェネリック医薬品希望シールを同封して

おります。資格確認書やお薬手帳に貼っておくと、病院や薬局での対応がスムーズになりますので、ぜひご活用ください。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができま

す。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費の節減にもつながります。

変更を希望する場合は、まず医師に相談し、選択や使用法については薬剤師へ相談しましょう。また、7月にお送りした令和8年度の資格確認書にジェネリック医薬品希望シールを同封して

おります。資格確認書やお薬手帳に貼っておくと、病院や薬局での対応がスムーズになりますので、ぜひご活用ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は本年11月上旬、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ納付された方は来年の2月上旬に日本年金機構本部から順次送付されますので、申告の時まで大切に保管してください。

療養費の支給

次の場合には、いったん全額自己負担となりますが、後日、国民健康保険担当窓口に申請し、審査決定されれば、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

⑤自己判断で治療をやめない
自己判断で治療途中に通院をやめ、再度受診する場合、初診料を再度支払わなければなりません。

⑥ジェネリック医薬品を活用する
医師や薬剤師と相談し、可能なら積極的に活用しましょう。

⑦健康診断・各種がん検診を受けて、病気の早期発見・治療に努めましょ

う。

生活習慣病などは、自覚症状が現れにくいので早期発見には健診が重要で

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

更生保護女性会嵐山支部では「社会を明るくする運動」の一環として毎年7月から8月にかけて「愛の募金」活動を実施しております。今年も私達の活動の趣旨をご理解いただき誠にありがとございました。募金総額は143,750円(66件)となりました。皆様の善意は、埼玉県女性連盟を通じて更生保護施設の支援、犯罪予防、非行防止、立ち直りの支援等様々な活動資金として大切に使用させていただいております。ご協力に感謝申し上げます。

福祉課からのお知らせ
問 0493-62-0716

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました

「愛の募金」ご協力
ありがとうございました